

◎佐賀県条例第8号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(市町等が処理する事務の範囲等)	(市町等が処理する事務の範囲等)
第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。
事務	市町又は広域連合
1～8 略	
8の2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項の規定により、立入検査をさせること（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第1項第3号の規定により地方自治法第252条の26の3第1項の特例市の長が行うこととされた立入検査を除く。）。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。	略
8の3～9 略	
9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(10) 略	佐賀市 ((5)に掲げる事務に限る。) 鳥栖市 みやき町
事務	市町又は広域連合
1～8 略	
8の2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項の規定により、立入検査（地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第30号）附則第5条の規定により同条に規定する施行時特例市の長が行うこととされたものを除く。）をさせること。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。	略
8の3～9 略	
9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(10) 略	佐賀市 ((5)に掲げる事務に限る。) 鳥栖市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町

改正前	改正後
<p>9の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 法第113条の2第1項の規定による土地改良事業の工事に着手し、又は工事を完了した旨の届出を受理すること。</p> <p>(7)・(8) 略</p>	<p>9の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 法第113条の3第1項の規定による土地改良事業の工事に着手し、又は工事を完了した旨の届出を受理すること。</p> <p>(7)・(8) 略</p>
9の4～29 略	9の4～29 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第8号の2及び第9号の3の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 令和3年4月1日において、この条例による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例第2条の表第9号の2の左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては吉野ヶ里町長、基山町長又は上峰町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、吉野ヶ里町長、基山町長若しくは上峰町長がした処分その他の行為又は吉野ヶ里町長、基山町長若しくは上峰町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。